

行政事務支援員の募集要項

三重県環境生活部では次のとおり非常勤職員を募集しています。

1. 募集職種、募集人員、採用条件等

募集職種	募集人員	採用条件等	
行政事務 支援員	1名	職務内容	廃棄物対策課での内部事務等を行う。 ・廃棄物収集運搬等及びPCB廃棄物等に係るパソコン（Word、Excel等）を使った業務資料作成及び校正、資料管理、資料発送、会議等の資料作成・運営業務 ・簡易起案等を行っての照会・回答。その後の公文書の管理 ・電話・来客対応（来客者の受付等を含む） ・その他廃棄物対策課における庶務的業務
		採用条件	（経験・知識） ・パソコン操作の基本的な能力
		勤務条件	任用期間：令和8年5月26日から令和9年3月31日まで ※採用の日から起算して、1月間（実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）は条件付採用とし、条件付採用期間の終了前に、知事が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において会計年度任用職員の任用は正式のものとなる。 勤務日数：月16日（7時間45分/日） 報酬額：月額9,870円～10,100円 ※通勤手当別途支給（上限：7,140円/日） 期末手当：任用期間が6か月以上で、1週間当たりの平均勤務時間が15時間30分以上の者に別に定める規定に基づき支給。支払日は6月30日と12月10日（ただし、この日が休日に当たる場合はその前日。） 勤勉手当：任用期間が6か月以上で、1週間当たりの平均勤務時間が15時間30分以上の者に、別に定める規定に基づき支給。支払日は6月30日と12月10日（ただし、この日が休日に当たる場合はその前日。） 勤務する所属：三重県環境生活部環境共生局廃棄物対策課（三重県津市広明町13番地）

※下記に該当する者は任用できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・三重県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※報酬について

- ・地域手当相当の報酬を含んだ額。

2. 採用の選考

応募者に対して、面接を実施します。（面接予定日：令和8年5月11日（月））

なお、面接日の交通費については支給いたしません。

3. 採用者の発表

書面で本人宛に通知します。

4. 採用

令和8年5月26日（火）任用予定です。

なお、不採用の方には履歴書等を速やかにお返しします。

5. 申込方法及び受付期間

(1) 申込方法

市販の履歴書（※）に必要事項を記入したもの（写真を貼ること）及びハローワークで発行された紹介状を封筒に入れ、下記申込先に持参又は郵送してください。なお、封筒には「行政事務支援員」への応募の旨を明記してください。

※性別欄の記載については、必須ではありません。

（次ページに続きます）

(2) 申込先
〒514-8570 三重県津市広明町13番地 (三重県庁8F)
三重県環境生活部環境共生局廃棄物対策課(担当 廣田) 電話 059-224-2483

(3) 受付期間及び時間
令和8年4月21日(火) から令和8年4月28日(火) まで
(郵送の場合は4月28日(火) 17時必着のこと)
午前8時30分～午後5時15分(平日に限る)
※ただし、応募者が多数の場合は、4月28日(火) を待たずに応募を締め切る場合があります。

6. その他

- ・令和9年度以降は、予算の状況等により本職の採用がない場合があります。